

委員会 ニュース

放課後児童健全育成事業条例の改定

⑥ 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

要旨

児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を、新規に条例の制定する。

問 条例の制定により、何が変わるのか。

答 児童一人当たりの面積が1・65㎡以上になる。また、クラスごとに2人以上の職員を配置するため、環境の改善が図れる。障がいのある児童については、現状でも受け入れているが、放課後児童クラブで受け入れるのがよいのか、他の事業で受け入れるのが良いか、子どものことを第一に考え、保護者と相談しながら対応していく。

(全員一致で可決)

⑦ 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の改正

正

要旨

議案第6号で、松前町放課後児童健全育成事業の設備及び

運営に関する基準を定める条例を制定したことに伴い、重複する条文を削除する。

問 制度上は6年生まで受け入れることとなっている。本町では、現在、3年生までの受け入れとなっているが、6年生まで受け入れられないのか。

答 設備が整い次第、6年生まで拡大する。(全員一致で可決)

(全員一致で可決)

⑧ 松前町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の改正

非常勤の報酬を規定している本条例中、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員長の項目を削除し、松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関

要旨

する基準を定める条例の制定に伴い、放課後児童支援員の項目を追加する。

問 半日勤務の場合の報酬は。

答 支援員の場合は、年間勤務時間が決まっているため、減額はないが、補助員の場合は、時間給で賃金を支払う。(全員一致で可決)

(全員一致で可決)

⑨ 松前町立幼稚園設置条例

要旨

子ども・子育て支援法の施行に伴い、授業料が施設型給付制度に変更されるため、保育料の徴収根拠を規定するとともに、附則において、松前町立幼稚園授業料その他の費用の徴収条例を廃止する。

問

授業料が保育料に変更された経緯は。

答

子ども・子育て支援新制度において、幼稚園、保育所、認定こども園などの施設型給付にかかる費用は、全て保育料から賄うことになったため、授業料から保育料に変わった。(全員一致で可決)

⑩ 松前町立保育所条例

例

要旨

子ども・子育て支援法の施行に伴い、松前町保育所条例の



全てを改正し、入所資格の認定、入所手続き、及び保育料の徴収根拠などを規定する。

問 障がいを持つ子どもの受け入れ態勢は。

答 基本は、障がいの有無に関わらず、全ての子どもを受け入れる。保育所で受け入れるのが良いのか、他のサービスの利用が良いのか、子どものことを第一に考え、保護者と相談しながら決定する。(全員一致で可決)